

令和 2 年 3 月 2 日 税務課

所得税（及び復興特別所得税）等の確定申告受付期限延長に伴う 申告書の提出先について

令和 2 年 2 月 27 日、国税庁より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和 2 年 4 月 16 日（木曜日）まで延長する発表がありました。現在、開設中の寒川町役場における確定申告相談会場の終了日時は、令和 2 年 3 月 16 日（月曜日）午後 4 時までとなりますので、ご注意ください。

申告相談が必要な方は、期日までにご来場ください。

●確定申告延長期間の提出先

延長期間である令和 2 年 3 月 17 日（火曜日）から令和 2 年 4 月 16 日（木曜日）までの間に所得税等の確定申告書を提出される方は、藤沢税務署へ直接ご持参されるか、郵便による提出となります。

郵便での提出方法は、国税庁ホームページまたは藤沢税務署までお問合せください。

〒251-8566 藤沢市朝日町 1 番地の 11 藤沢税務署
Tel : 0466-22-2141

町民税・県民税の申告について

令和 2 年 3 月 17 日（火曜日）以後に「町民税・県民税」の申告をする方につきましては、税務課窓口でご申告ください。

申告相談会場におけるマスクの着用等のお願い

申告会場では感染症拡大防止の観点から、来場者の皆さまの健康と安全を考慮し、職員の手洗い、マスクの着用を励行しております。

来場される皆さまにおかれましても、手洗い、マスクのご持参（着用）など、感染予防対策をお願いします。

問い合わせ先

税務課 課長 大八木 清勝 ☎0467(74)1111 内線 420